

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-92 補助方向指示器</b></p> <p><b>7-92-1 装備要件</b> 自動車の両側面には、補助方向指示器を一個ずつ備えることができる。(保安基準第41条の2第1項)</p> <p><b>7-92-2 性能要件</b></p> <p><b>7-92-2-1 視認等による審査</b> (1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第60条第1項関係、細目告示第138条第1項関係)</p> <p>① 補助方向指示器の灯光の色は、橙色であること。 ② 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第138条第2項関係)</p> <p><b>7-92-2-2 テスタ等による審査</b> 9-11の規定による。</p> <p><b>7-92-3 取付要件(視認等による審査)</b> (1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条の2第3項関係) この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第60条第2項関係、細目告示第138条第3項関係)</p> <p>① 補助方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(補助方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取付けられたものであること。 ただし、車体の外形(後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。)が左右対称でない自動車に備える補助方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,300mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 補助方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。 この場合において、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点</p>	<p><b>8-92 補助方向指示器</b></p> <p><b>8-92-1 装備要件</b> 自動車の両側面には、補助方向指示器を一個ずつ備えることができる。(保安基準第41条の2第1項)</p> <p><b>8-92-2 性能要件</b></p> <p><b>8-92-2-1 視認等による審査</b> (1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の2第2項関係、細目告示第216条第1項関係)</p> <p>① 補助方向指示器の灯光の色は、橙色であること。 ② 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 補助方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第216条第2項関係)</p> <p><b>8-92-2-2 テスタ等による審査</b> 9-11の規定による。</p> <p><b>8-92-3 取付要件(視認等による審査)</b> (1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第41条の2第3項関係) この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第216条第3項関係)</p> <p>① 補助方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置(補助方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取付けられたものであること。 ただし、車体の外形(後写鏡、8-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。)が左右対称でない自動車に備える補助方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 補助方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。 この場合において、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>⑤ 補助方向指示器の直射光又は反射光は、当該補助方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑥ 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。 この場合において、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第138条第4項関係)</p>	<p>で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>④ 補助方向指示器の直射光又は反射光は、当該補助方向指示器を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑤ 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。 この場合において、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>(2) 補助方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第216条第4項関係)</p> <p><b>8-92-4 適用関係の整理</b> 7-92-4の規定を適用する。</p>
<p><b>7-92-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-92-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第46条第2項関係)</p> <p>(2) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-92-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第46条第1項関係)</p> <p><b>7-92-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第46条第2項関係)</p> <p><b>7-92-5-1 装備要件</b> 7-92-6-1に同じ。</p> <p><b>7-92-5-2 性能要件</b></p> <p><b>7-92-5-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 補助方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色であること。</p> <p>(2) 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p><b>7-92-5-2-2 テスタ等による審査</b> 9-11の規定による。</p> <p><b>7-92-5-3 取付要件</b></p> <p>(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、補助方向指示器の指示部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 補助方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置(補助方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあっては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置)に取付けられたものであること。 ただし、車体の外形(後写鏡、7-107に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。)が左右対称でない自動車に備える補助方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>② 補助方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 補助方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造とすることができる。 この場合においては、当該補助方向指示器を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。 なお、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>④ 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。 この場合において、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-92-6 従前規定の適用②</b></p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 46 条 第 1 項関係)</p>	
<p><b>7-92-6-1 装備要件</b></p>	
<p>自動車の両側面には、方向指示器と連動して点滅する補助方向指示器を 1 個ずつ備えることができる。</p>	
<p><b>7-92-6-2 性能要件</b></p>	
<p><b>7-92-6-2-1 視認等による審査</b></p>	
<p>(1) 補助方向指示器の灯光の色は、橙色であること。</p>	
<p>(2) 補助方向指示器は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p>	
<p><b>7-92-6-2-2 テスタ等による審査</b></p>	
<p>9-11 の規定による。</p>	
<p><b>7-92-6-3 取付要件</b></p>	
<p>(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p>	
<p>この場合において、補助方向指示器の指示部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p>	
<p>① 補助方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置（補助方向指示器を取付ける後写鏡等の部位が左右非対称の場合にあつては、車両中心線を含む鉛直面に対して可能な限り対称の位置）に取付けられたものであること。</p>	
<p>ただし、車体の外形（後写鏡、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナを除く。）が左右対称でない自動車に備える補助方向指示器にあつては、この限りでない。</p>	
<p>② 補助方向指示器は、その指示部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。</p>	
<p>③ 補助方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。</p>	
<p>この場合において、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p>	
<p>④ 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。</p>	
<p>この場合において、連鎖式点灯をする補助方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p>	
<p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>	